

## 山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について

平成2年 「ごみ問題を考える懇話会」(消費者、商工団体、市町村等で構成)の設置

- ・廃棄物の適正処理の推進について各界の意見を伺ったところ、「最終処分場の確保は公共関与が望ましい」との意見

平成4年7月 「廃棄物処理施設対策委員会」(学識者、市町村、事業者等で構成)の設置

- ・県は、民間処理を補完する観点から、最終処分場の確保に関与し、モデル的な最終処分場を整備することが望ましいとの報告

平成5年2月～ 「峡北地区最終処分場整備検討委員会」の開催

- ・設置候補地の検討(計6回開催)

平成5年9月 「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」の策定

- ・県内を5地区に区分
- ・順次、管理型処分場を整備
- ・建設地は、各地区の市町村等で構成する整備検討委員会で選定

平成6年5月～9月 明野村地元8地区の条件付き賛成を得る

- ・条件：(1)安全性の確保、(2)地域振興等地元要望の実現

平成6年9月 建設地の決定

- ・峡北地区最終処分場整備検討委員会において、浅尾地区を建設予定地として決定
- ・この決定を受けて、県は浅尾地区を建設地として決定

平成6年11月 (財)山梨県環境整備事業団の設立

- ・出捐割合：県2/6(1,000万円)、市町村1/6(500万円)、産業・経済界3/6(1,500万円)

平成7年1月～平成8年3月 環境影響調査、基本設計の実施

平成8年～平成10年 地元8地区等で安全対策や地域振興事業について協議

平成9年1月 県、事業団、明野村、浅尾区が最終合意に向けた確認書を締結

- ・浅尾区検討委員会の承認により、区と要望項目の確認及び最終合意に向けた準備作業(調査測量、詳細設計の実施)に係る確認書を締結

## 平成 9 年 3 月 浅尾区臨時總會

- ・ 区の總會の議決を経てないことを理由に、確認書の白紙撤回を決定
- ・ 以後、反対運動が激化

## 平成 9 年 9 月 安全対策について審議・検討するため、「明野村安全対策委員会」が発足

- ・ 各地区代表者等 28 名と山梨医科大学教授、山梨大学助教授の総勢 30 名で構成(村長委嘱)
- ・ ダイオキシン問題をはじめとする最終処分場の安全性について審議・検討

## 平成 10 年 3 月 「明野村安全対策委員会」が明野村長に対し意見具申

- ・ 合計 12 回の委員会を開催
- ・ 「多数意見として安全確保を期することのできる施設である」旨の意見具申がされた
- ・ なお、公害防止協定の締結、測定データの公表、安全管理委員会の設置について、遵守されなければならぬとの意見が付記された

## 平成 10 年 4 月 明野村長から天野知事に意見照会

- ・ 明野村安全対策委員会から具申された「遵守事項」に対する県の方針を照会
- ・ 同年 5 月、天野知事は遵守事項の全てを実施する旨を回答

## 平成 11 年 8 月 明野村に職員駐在開始

- ・ 明野村中央公民館に職員 3 名が駐在(～H15.3.31)

## 平成 11 年 9 月 確認書の撤回

- ・ 浅尾区と締結した確認書を県が撤回

## 平成 11 年 10 月 「県政ふれあい座談会」の開催

- ・ 明野村内 2 箇所において、天野知事と明野村民が最終処分場をテーマに意見交換(直接対話の実施)
- ・ 新たな安全対策を提示
  - (1) 三重の遮水構造(ベントナイト混合土層を敷設し、自己修復性シートを追加)
  - (2) 高度水処理システム(ダイオキシン類を分解・除去する装置を設置)
  - (3) 焼却灰の無害化(焼却灰は無害化処理して埋め立てることを基本)

## 平成 12 年 3 月 確認書を返還、浅尾区役員会において了承

## 平成 12 年 5 月～6 月 地元財産区等と土地賃貸借契約等の締結

- ・ 処分場用地として、朝神財産区、浅尾原共有地組合(現浅尾原財産区)、穂足財産区、朝神地区農協林管理会との土地賃貸借契約等を締結

## 平成 12 年 7 月、11 月 反対派住民による測量妨害行動

- ・ 現地測量を行おうとしたが、延べ 5 回にわたり、反対派住民の抗議行動により測量に着手できず

平成12年7月 オオタカの営巣確認

- ・計画地に隣接する民有林においてオオタカの営巣を確認

平成12年9月～平成13年8月 オオタカ行動圏等調査の実施

- ・1年間にわたり、オオタカの行動圏や周辺の森林環境の調査を実施

平成12年11月 測量妨害禁止等仮処分命令の申立

- ・事業団が、反対派住民らの処分場予定地への立ち入りや事業団職員らの予定地への立ち入りの妨害などの禁止を求める仮処分命令申立書を甲府地裁に提出

平成12年12月 明野村廃棄物最終処分場差止仮処分命令の申立

- ・明野村民ら1,406名が、県と事業団に対し、処分場建設の一切の行為の禁止を求める仮処分命令申立書を甲府地裁に提出

平成13年1月 測量妨害禁止等仮処分命令申立事件に対する決定

- ・甲府地裁から測量妨害禁止の決定があり、現地測量を実施

平成13年10月 オオタカ専門家会議からオオタカ保護策についての提言

- ・「処分場建設とオオタカ保護の両立は可能であること」などを提言

平成14年3月 明野村廃棄物最終処分場差止仮処分命令の申立を却下する決定

- ・甲府地裁が債権者らの明野村廃棄物最終処分場差止仮処分命令の申立を却下する決定を行う

平成14年4月 甲府地裁による申立却下を不服とした即時抗告

- ・債権者らは、甲府地裁による申立却下を不服とし、即時抗告を行う

平成14年5月 埋立廃棄物の内容や処分場の規模についての見直しを公表

- ・今後の循環型社会の進展や廃棄物の処分量の減少などによるもの
- |         |                   |                     |
|---------|-------------------|---------------------|
| (1)全体面積 | 14.8ha            | 13.1ha              |
| (2)埋立容量 | 52万m <sup>3</sup> | 40.8万m <sup>3</sup> |
| (3)焼却灰  | 受け入れ              | 溶融スラグに限る            |

平成14年6月 覆土仮置き場の測量に対する妨害行動

- ・覆土仮置き場の測量に着手しようとしたところ、延べ4回にわたり、処分場建設に反対する住民により妨害される
- ・天野知事が2回にわたり反対派代表と話し合うが、妨害が続いたため、事業団が測量妨害禁止等仮処分命令申立書を甲府地裁に提出

#### 平成14年8月 測量妨害禁止等仮処分命令申立事件に対する決定

- ・甲府地裁から測量妨害禁止の決定

#### 平成14年8月 覆土仮置き場の測量に対する妨害行動

- ・覆土仮置き場の測量に着手しようとしたところ、測量妨害禁止の決定が出た者以外の反対派住民により妨害される

#### 平成14年8月 測量妨害禁止等仮処分命令を再度申立

- ・甲府地裁から測量妨害禁止の決定が出るが、なお、妨害が続いたため、再度、測量妨害禁止等仮処分命令申立書を甲府地裁に提出

#### 平成14年9月 測量妨害禁止等仮処分命令申立事件に対する決定

- ・甲府地裁から測量妨害禁止の決定

#### 平成14年10月 廃棄物処理施設設置許可等の申請

- ・覆土仮置き場の測量を完了
- ・一般廃棄物や産業廃棄物に係る処理施設設置許可申請書など計7件の申請書を提出

#### 平成14年11月 環境省による「廃棄物処理センター」の指定

- ・事業団が全国で15番目の指定を受ける

#### 平成15年1月 廃棄物処理施設設置等の許可

- ・一般廃棄物処理施設設置許可
- ・産業廃棄物処理施設設置許可
- ・その他の許可(林地開発許可、農地転用許可、砂防法上の許可、国交省所管公共用財産の工事施工承認)

#### 平成15年2月 廃棄物処理施設設置許可取消訴訟

- ・明野村民ら29名が、県が行った施設設置許可処分の取り消しを求めて、甲府地裁に提訴
- ・現在係争中(H21.7月中に判決見込み)

#### 平成15年4月～平成16年3月 山本知事と明野村長との直接対話(合計5回実施)

- ・第1回において、山本知事は、反対派住民の感情に配慮して対話を重ねることを優先し、6月議会に計画に係る予算案を提出しない見通しを示し、工事着手を当面見送る姿勢を明らかにした
- ・対話回数：5回
- ・県が、規模や埋立廃棄物等の「見直し案」を提示 明野村は拒否
- ・明野村が、「廃棄物排出抑制のための総合計画の作成などを定めた条例の制定」を県に提言  
H17.3月「山梨県生活環境保全に関する条例」の制定  
H18.2月「山梨県廃棄物総合計画」の策定

#### 平成16年4月 各地区整備検討委員会幹事会の開催

- ・検討体制等の整備やこれまでの経緯、他地区の取組状況について協議、報告

#### 平成16年4月 第1回峡北地区最終処分場整備検討委員会(再開)

- ・県が、これまでの経過を報告し、問題解決に向けた取り組みについて協議
- ・以後、計12回に及ぶ委員会を開催

#### 平成17年5月 現地確認の実施

- ・3箇所の適地候補地について、事業団による現地確認を実施

#### 平成17年6月～7月 概況調査の実施

- ・3箇所の適地候補地について、詳細な現況を把握するための概況調査を実施

#### 平成17年7月～9月 地元説明会の実施

- ・明野町の区長、北杜市地域委員などを対象とした地元説明会を実施
- ・9月には、10数回にわたり、明野町全戸を対象とした地元説明会を実施

#### 平成17年10月 第12回峡北地区最終処分場整備検討委員会

- ・9箇所の候補地から浅尾の現計画地を建設候補地として選定

#### 平成17年10月 峡北地区最終処分場整備検討委員会の報告書の提出

- ・小野会長(葦崎市長)が、山本知事に対し、現計画地を建設候補地として選定する旨の報告書を提出

#### 平成17年11月 産業界から要望書の提出

- ・県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県機械電子工業会及び県産業廃棄物協会の5団体が、山本知事に対し、公共関与による処分場の早期建設を求める要望書を提出

#### 平成17年11月 建設地の再決定

- ・整備検討委員会の意見集約結果を尊重し、産業界の意見等も踏まえる中で、山本知事が、明野村浅尾地内の現計画地への処分場建設を決定
- ・規模については、北杜市と協議しながら決定する旨を発表

#### 平成17年12月 北杜市による県に対する要望書の提出

- ・受け入れ表明
- ・処分場の建設に当たっての、安全対策、地域振興事業についての要望
  - (1)埋立量を見直し、規模の縮小を図る
  - (2)公害防止対策、住民等による立入検査に関する協定を締結すること
  - (3)住民代表も参加する安全管理委員会の設置 など

平成17年12月 県、事業団、北杜市の3者間で基本協定の締結

・協定内容

【安全対策】

- (1) 3割程度の規模縮小(埋立廃棄物量：30.4万<sup>m</sup> 20.7万<sup>m</sup>)
- (2) 公害防止協定を早期に締結
- (3) 住民代表を含めた安全対策委員会を早期に設置 など

【地域振興事業】

- ・県及び事業団は、これまでの地元協議に基づく事業を基本として、北杜市と十分協議する中で、着実に推進

平成18年1月 処分場の規模縮小に伴う設計変更を開始

平成18年1月 先進地視察の実施

- ・地元住民を対象とした先進地視察を2回にわたり実施(茨城県エコフロンティアかさま、約60名が参加)

平成18年4月～5月 ボーリング調査の実施

- ・設計変更に伴い、地盤及び地下水の状況を把握する必要があるため、ボーリング調査を実施

平成18年4月 梅之木遺跡確認緊急調査指導委員会の開催

- ・学識経験者からなる調査指導委員会において、梅之木遺跡については現状保存、浅尾原遺跡については記録保存をすとの方針が示された

平成18年4月 明野事務所の開設

- ・北杜市明野総合支所(旧明野村役場)内に環境整備事業団明野事務所を開設
- ・設置期間：H18.4.24～H18.9.14

平成18年4月～9月 浅尾原遺跡の埋蔵文化財発掘調査の開始

- ・事業団が北杜市教育委員会に委託し、処分場建設地内の浅尾原遺跡の発掘調査を開始

平成18年6月 県、事業団、北杜市の3者間で公害防止協定の締結

- ・基本協定に基づき、処分場の建設や運営管理に当たり、安全面に万全を期すために締結
- ・協定内容
  - (1) 受け入れ廃棄物：産業廃棄物12品目と溶融スラグ
  - (2) 埋立期間：5.5年
  - (3) 国の基準の10倍厳しい水質基準の設定など、管理体制の確立
  - (4) 地域住民等による立入検査の実施
  - (5) 地元代表を含めた安全管理委員会の設置
  - (6) 処分場を原因とする公害発生時の措置や事故が生じた場合の措置 など

## 平成18年6月 廃棄物処理施設設置変更許可申請

- ・事業団が処分場の規模縮小に伴う廃棄物処理施設設置変更許可申請書を提出

## 平成18年9月 廃棄物処理施設設置変更の許可

- ・処分場の規模縮小に伴う変更許可
  - (1)全体面積 13.1ha 11.2ha
  - (2)埋立容量 40.8万m<sup>3</sup> 28.1万m<sup>3</sup>
  - (3)埋立廃棄物量 30.4万m<sup>3</sup> 20.7万m<sup>3</sup>

## 平成18年9月 明野建設事務所の開設

- ・これまでの北杜市明野総合支所内の明野事務所を明野建設事務所に改組

## 平成18年10月 廃棄物最終処分場建設禁止仮処分命令の申立

- ・廃棄物最終処分場建設禁止仮処分命令申立書を反対派住民1,466名が甲府地裁に提出
- ・現在係争中(H21.7月中に決定見込み)

## 平成18年10月 明野廃棄物最終処分場(仮称)造成工事に着手

- ・工期：H18.10.26～H19.2.16

## 平成19年1月 明野廃棄物最終処分場(仮称)本体工事に着手

- ・工期：H19.1.29～H21.3.26

## 平成19年3月 横内知事と反対派代表者との対話

- ・「要望と提案」の受領 など

## 平成19年4月 横内知事と賛成派代表者との対話

- ・要望書の提出の受領

## 平成19年7月 横内知事と反対派代表者との対話

- ・「回答に対する再質問」の受領 など

## 平成19年8月 安全管理委員会の設置

- ・公害防止協定に基づき、処分場の安全に係る具体的な管理運営方法等について検討
- ・以後、H21.3.24までに計8回に及ぶ委員会を開催し、公害防止協定の細目事項等を策定

平成20年5月 明野廃棄物最終処分場に係る概算収支計画の策定

- ・1,800万円の黒字を見込む概算収支計画を策定し、理事会及び評議員会において報告
- ・収入：73億6,300万円、支出：73億4,500万円
- ・H6の事業団設立以降、H18～H20(3年間)建設、H21～H26(5.5年間)埋立、H26～H36(10年間)埋立後管理を見込む

平成20年8月 横内知事と反対派代表者との対話

- ・「要望と提案」の受領 など

平成20年12月 明野廃棄物最終処分場の名称を山梨県環境整備センターに決定

平成21年3月 山梨県環境整備センターの完成

平成21年3月 概算収支計画の見直しを横内知事が表明

- ・「開業から6箇月を目途に、搬入実績や経済情勢を踏まえた上で、収支計画を見直す」と2月定例議会の予算特別委員会において横内知事が表明
- ・見直しに当たっては、学識経験者らで構成する第三者機関を設置し、客観・公正に審査

平成21年5月 山梨県環境整備センター開所式

- ・H21.5.21から廃棄物の受け入れを開始

：県、事業団の動き

：地元、住民の動き

：訴訟等の動き